

岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

岡山県屋外広告物条例（昭和四十一年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項に次の一号を加える。

三 知事が指定する区域において、公益上必要な施設又は物件に表示する広告物又はこれを掲出する物件であつてその広告料を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもので、規則で定める基準に適合するもの

第五条第五項及び第六項中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改める。

第二十二条第一号中「又は第四条」を「、第四条又は第五条第三項第三号」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

改正理由

禁止地域における広告物の表示等に係る規制を緩和するため、知事が指定する区域において、公益上必要な施設等に表示する広告物等であつて、一定の基準に適合するものについて、岡山県屋外広告物条例のうち一定の規定を適用しないこととする等所要の改正を行う必要がある。